

せることで、北海道の勤務問題に関わる自殺について考えてみようと思います。なお、ここでは「過労死等防止対策白書」の全国データに合わせて、発見日・住居地データの確定値を用います。

最初に、平成 21 年から平成 27 年までの北海道における勤務問題を原因・動機の 1 つとする自殺者数と全自殺者数に占める割合です。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
北海道の 勤務問題件数	142	147	152	131	132	112	117
北海道の 自殺全件数	1577	1509	1409	1275	1225	1140	1110
北海道の 勤務問題の割合	9.0%	9.7%	10.8%	10.3%	10.8%	9.8%	10.5%
全国の 勤務問題の割合	7.7%	8.2%	8.8%	8.9%	8.5%	8.8%	9.0%

北海道の勤務問題を原因・動機の 1 つとする自殺件数は減少傾向が見られますが、全自殺に占める割合は微増していると見られ、全国の勤務問題を原因・動機の 1 つとする自殺者の割合と比較して、高めで推移しているようです。このことが、北海道の職場の状況の厳しさを表しているのかどうか、気になります。

次に、平成 21 年から平成 27 年までの北海道における勤務問題を原因・動機の 1 つとする自殺者数と、北海道の精神障害に係る労災請求件数および支給決定数のうちの自殺(未遂を含む)の数を比較してみます。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
北海道の勤務問題件数	142	147	152	131	132	112	117
自殺に係る労災請求数	4	12	13	3	8	12	9
自殺に係る支給決定数	3	2	5	5	0	2	5

精神障害に係る自殺の労災請求件数は非常に少なく、そのうち労災による補償の支給決定を受ける数はさらにごく限られた数であることがわかります。平成 21 年から平成 27 年までの北海道における精神障害による自殺の労災請求数は計 61 件、このうち労災による補償の支給が決定した件数は計 22 件ですから、3 分の 1 ほどです。労災認定のハードルは高そうです。過労で自殺に追い込まれることのない社会でありたいものです。

参考資料:厚生労働省 平成 21 年～平成 27 年「過労死等の労災補償状況」別添資料

【2】自殺について知ろう

◇「平成 28 年版過労死等防止対策白書」より過労自殺に関して◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

先月、過労死等の現状や過労死等防止対策推進法の制定の経緯、過労死等の防止のための対策に関する大綱の策定、過労死等の防止のための対策の実施状況をまとめた「過労死等防止対策白書」が厚生労働省より公表されました。また、今月は「過労死等防止啓発月間」です。Andante vol.86 で「過労死等の労災補償状況」についてお伝えしたばかりなので、少し重複する部分もありますが、今回の「自殺について知ろう」では、「過労死等防止対策白書」を取り上げ、その中の自殺に関する部分をご紹介します。

原因・動機別(遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としたもの)にみると、勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者数は、平成 19 年から平成 23 年にかけて、自殺者総数が横ばいから減少傾向にある中で増加しましたが(平成 23 年は 2,689 人)、その後減少し、平成 27 年は 2,159 人となっています(勤務問題による自殺がすべて過労死というわけではないことは先述の通りです)。

勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者数の推移を職業別にみると、「被雇用者・勤め人」が 8 割以上を占め、次いで、「自営業者・家族従事者」、「その他の無職者」となっています。また、年齢層別にみると、概ね、40～49 歳、30～39 歳、20～29 歳、50～59 歳の順に多くなっています。

業務における強い心理的負荷により精神障害を発病したとする労災請求件数は、統計の載っている平成 11 年度以後ほぼ単純に増加してきており、平成 11 年度は 155 件でしたが、平成 27 年度にはその約 10 倍の 1,515 件となっています。支給決定件数も増加しておきており、平成 22 年度に 300 件を超え、平成 24 年度以降は 400 件台で推移し、平成 27 年度は 472 件となっています。そのうち、自殺の件数(未遂を含む。以下同)は 93 件となっています。

平成 27 年度の支給決定件数のうち、自殺 93 件の男女別内訳は、男性 88 人、女性 5 人と、圧倒的に男性の方が多くなっています。年齢別の内訳は、最も多いのが 40 歳代の 34 人、次いで 30 歳代の 22 人、50 歳代の 21 人、20 歳代の 14 人、60 歳以上の 2 人となっています。働き盛りの世代の負担が過重であることがうかがえます。

過労死ラインとされている 1 ヶ月の時間外労働時間平均 80 時間という数字の影響を脳・心臓疾患による死亡について見てみると、80 時間未満で支給決定された死亡が 5 件であるのに対し、80 時間以上は 89 件となっており、明白な影響が見られます。特に、60 時間から 80 時間における死亡数と 80 時間から 100 時間における死亡数を比較すると、平成 26 年は 10 件から 50 件へ、平成 27 年は 4 件から 49 件へと、急激に増え、80 時間から 100 時間に大きな一山があります。

精神障害による自殺と労働時間の長さの関係を見ますと、労働時間数全体に散らばっている印象ではありますが、その中でも 100 時間から 120 時間に一山、そして 160 時間以上にももう一山あるようです。やはり労働時間が長くなるほど自殺の件数も増えるのは明らかと言えます。

支給決定を受けた自殺者の就労形態別内訳を見ますと、93 人中 87 人が正規職員・従業員となっています。また、出来事別内訳を見ますと、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が 26 件、心理的負荷が極度のものなど「特別な出来事」が 17 件、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」が 8 件、「1 ヶ月に 80 時間以上の時間外労働を行った」が 7 件、「2 週間以上にわたって連続勤務を行った」が 5 件などとなっています。

「24 時間、戦えますか」のキャッチコピーと CM ソングが流行したドリンク剤が発売開始になったのは、1988 年のことでした。バブル景気で日本人が働きに働いていた時期ですが、その年に弁護士や医師などの協同で初めて「過労死 110 番」が全国 7 カ所に開設されています。そのように過労死が大きな社会問題になってからすでに 30 年近く経過しており、過労死が「karoshi」という英語の一般名詞として Oxford 辞書に掲載された 2002 年からもすでに 15 年近く経過しています。しかし、状況はあまり変化していないようです。つい先月には電通の新入社員の女性の自殺が過労死として労災認定されたことが大きな話題となりました。彼女の残業時間は、労基署認定分だけでも月 105 時間にのぼったそうです。同社は 25 年前にも新入社員の男性の過労自殺があったにも関わらず、その教訓が活かせなかったと言えますが、これは一企業の問題というよりも、日本社会全体の中にある労働についての意識を見直していく必要性が問われているように思います。

参考資料:「平成 28 年版過労死等防止対策白書」

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/karoushi/16/>

【3】お知らせ

◇ 精神保健福祉センターでは、こころの電話相談を次の時間帯で行っています。

月曜から金曜日 9:00～21:00

土曜日曜祝日(12月29日～1月3日を除く) 10:00～16:00

Tel:0570-064-556

※ご相談の電話が集中しますと、つながりづらい状態になりますがご了承ください。

◇ HP・携帯版 HP をご覧ください

北海道地域自殺対策推進センターの HP を開設しています。最新の北海道の状況を掲載しており、より情報を見やすく、分かりやすくお伝えできるよう心がけています。

パソコン HP URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/jisatutaisaku.htm>

また、携帯電話で見ることができる携帯版 HP も開設しています。警察庁および北海道警察から公表された統計資料をもとに、北海道における自殺の状況を掲載しています。こちらも併せてご覧ください。

携帯 HP URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/i/joukyou.htm>

【4】編集後記

皆様こんにちは。

今月はどうとう積もるほどの降雪がありましたね。例年よりも雪の足が速いようで、真冬がもうすぐそこまで来ています。早くもインフルエンザが流行りはじめているようですので、皆様もどうぞお身体にお気をつけ下さい。

いつもご愛読ありがとうございます。

次号 Vol.90 は、2016 年 12 月末に配信予定です。

＊お問い合わせ先＊

北海道立精神保健福祉センター

札幌市白石区本通 16 丁目北 6 番 34 号

Tel 011-864-7121

Fax 011-864-9546

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/>

Mail hofuku.seishin1@pref.hokkaido.lg.jp